

第217回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第217期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

【事業報告】

- ①当社グループの概況
(当社グループの従業員の状況、当社グループの主要な借入先)
- ②当社の株式に関する事項
- ③会計監査人に関する事項
- ④業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ⑤株式会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

- ⑥連結株主資本等変動計算書
- ⑦連結注記表

【計算書類】

- ⑧貸借対照表
- ⑨損益計算書
- ⑩株主資本等変動計算書
- ⑪個別注記表

【監査報告】

- ⑫連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ⑬会計監査人の監査報告書
- ⑭監査等委員会の監査報告書

倉敷紡績株式会社

本内容は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

当社グループの概況（2025年3月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

従業員数(前連結会計年度末比増減) (人)
3,881 (△18)

（注）従業員数は就業人員であり、上記のほか、臨時社員・パートタイマー910人がおります。

(2) 当社グループの主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株 式 会 社 中 国 銀 行	2,017
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,081
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,000

当社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 97,701千株
- (2) 発行済株式の総数 18,000千株
- (3) 株主数 11,974名
- (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,716	10.04
日本生命保険相互会社	920	5.38
株式会社中国銀行	726	4.25
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	673	3.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	582	3.40
株式会社みずほ銀行	559	3.27
株式会社三井住友銀行	559	3.27
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	327	1.91
三井住友信託銀行株式会社	317	1.85
株式会社クラレ	270	1.58

(注) ①当社は、自己株式を918千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

②持株比率は自己株式を控除して計算しております。

③当社は株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2023年12月19日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議し、以下のとおり、実施しております。

(取得の内容)

- 取得対象株式の種類 当社普通株式
- 取得した株式の総数 1,212,000株
- 株式の取得価額の総額 3,999,775,500円
- 取得期間 2023年12月20日から2024年10月2日まで（約定ベース）
- 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付

④当社は株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2024年11月7日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の取得を決議しました。

(取得の内容)

- | | |
|-------------|---|
| ・取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・取得し得る株式の総数 | 1,300,000株（上限） |
| ・株式の取得価額の総額 | 60億円（上限） |
| ・取得期間 | 2024年11月8日から2025年10月31日まで（約定ベース） |
| ・取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
（ToSTNeT-3）を含む市場買付 |

⑤2024年11月7日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、以下のとおり、実施しております。

(消却の内容)

- | | |
|--------------|--|
| ・消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・消却した株式の総数 | 1,000,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合5.26%) |
| ・消却後の発行済株式総数 | 18,000,000株 |
| ・消却日 | 2024年11月25日 |

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	69	—
連 結 子 会 社	—	—
計	69	—

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社における監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

②監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、当社の会計監査人の報酬等の額について同意を行いました。

③当社の重要な子会社のうち、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)、タイ・クラブウ(株)、(株)クラブウ・マヌンガル・テキスタイルは、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に該当すると監査等委員会が判断した場合、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行が不適当であると判断した場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社は、この決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

◆ 業務の適正を確保するための体制（2025年3月31日現在）

当連結会計年度における「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）」の内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制につきましては、取締役会により統括的な監督を行うとともに、次の体制を整備、運営します。また、監査等委員会、会計監査人による監査を行います。

- ①経営理念として「私たちクラブウグループは、新しい価値の創造を通じてより良い未来社会づくりに貢献します。」を制定
- ②クラブウグループ行動基準を制定
- ③クラブウグループ倫理綱領を制定するとともに、クラブウCSR委員会を設置。
また、人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスクについては専門委員会を設置
- ④クラブウ コーポレートガバナンス ガイドラインを制定
- ⑤執行役員制度を採用
- ⑥取締役、執行役員の指名、報酬に関する任意の諮問委員会を設置
- ⑦監査室による内部監査の実施
- ⑧内部通報制度の運用
- ⑨反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶ち、毅然とした態度で対応するための体制の運営

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制につきましては、社内規則に基づき、適切な保存および管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、取締役会により統括的な管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンスに関する規程に基づきグループ会社を含めた管理を行います。

また、人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスクにつきましては専門委員会を設け、各規程に基づく適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- ①執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化
- ②毎月1回取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施
- ③事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ各社につき、事業内容、規模、本店所在地等に応じて、以下の体制を構築しております。

- ①当社グループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ各社におけるクラブウグループ経営理念・行動基準・倫理綱領の実践
 - ・グループ各社の管理に関する規程等に基づく適切な管理、監督体制の構築
 - ・監査室によるグループ各社に対する監査の実施
 - ・クラブウCSR体制へのグループ各社の参加
- ②当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
 - ・グループ各社の管理に関する規程等におけるグループ各社が当社に報告すべき事項その他の報告に関する事項の規定および当該規定に基づく報告の実施

③当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理・コンプライアンスに関する規程等に基づくリスク管理の実施
- ・諸規程に基づく人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスク管理の実施

④当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・クラブウグループの中期経営計画の策定、遂行によるグループとしての企業価値の向上
- ・グループ経営戦略に関する会議を通じた、グループ各社との情報共有および適切な協業の実施
- ・執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制につきましては、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制に関する基本規程を定め、監査等委員会の監査への協力体制の整備に努めるとともに、監査等委員の監査に関する費用の適切な処理を行います。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とし、監査等委員会から指示があった事項については、速やかに、かつ、的確に実施する等、監査等委員会からの指示の実行性を確保します。

また、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査等委員会の同意を必要とするなど、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保します。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会への報告に関する体制につきましては、監査等委員会に対する報告に関する規程を制定し、取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および使用人が監査等委員会に報告すべき事項として、次の事項を定めております。なお、監査等委員会に報告すべき事項のうちグループ各社に関する事項につきましては、原則として当該グループ会社を担当する執行役員が監査等委員会に報告するものとしています。

また、同規程において、報告者に対する不利益となる取扱いを禁止し、報告者の保護を図っております。

①決算報告書類等に関する事項

②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項

③取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款違反行為に関する重大な事項

④内部通報規程に基づく通報内容に関する事項

⑤上記①から④の各号でグループ各社に関する事項

⑥上記①から⑤に掲げられた以外のもので、監査等委員会の監査に必要な事項

◆ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス、リスク管理に関する取組み

グループ会社全体のCSR活動を統括するクラブウCSR委員会のもとで、人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティ、コンプライアンス等に関するリスクにつき、各専門委員会が当連結会計年度の活動方針に従い適切に実施し、その活動結果を取締役に報告しました。

また、監査室による当社およびグループ各社に対する監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告しました。

(2) コーポレートガバナンスに関する取組み

クラボウ コーポレートガバナンス ガイドラインに従って、2023年度の取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。

また、任意の指名・報酬諮問委員会を6回開催し、取締役会の諮問に応じて答申を行い、取締役、執行役員の指名、報酬等の決定に係る客観性・透明性の確保と説明責任の強化を図りました。

(3) 業務執行の適正性や効率性の向上

執行役員制度の採用により、経営と執行の分離を図っております。執行役員以上が参加する経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会に付議する事項についても議論することにより業務執行の適正性や効率性の向上に努めました。また、取締役会や経営会議の資料については、会日に先立って各取締役（監査等委員であるものを除く。）、各執行役員に配布し十分な情報提供を行いました。

(4) 監査等委員会の監査体制

社外取締役を含む監査等委員会に対しては、取締役会において決算書類その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事項について報告する等必要な報告を適宜実施しました。また、取締役会の資料については、会日に先立って各監査等委員に配布し十分な情報提供を行いました。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であつても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社グループでは、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考え、次の取組みを実施しております。

①中期経営計画の実施

当社グループは、2030年のあるべき姿を描いた「長期ビジョン2030」の第3ステージにあたる3ヵ年の新中期経営計画「Accelerate'27」（2025年4月～2028年3月）を策定し、2025年4月よりスタートしました。

「Accelerate'27」では、基本方針を「高収益事業の成長加速と経営資源の効率的な活用による企業価値の向上」とし、以下の重点施策に取り組むとともに、目標の達成に向けて、経営資源を効率的に活用しながら、更なる成長を加速させるための最適な事業ポートフォリオを構築してまいります。

<重点施策>

- ・成長市場に向けた注力事業の展開・加速と基盤事業の収益力強化
- ・R&D活動の強化と新規事業の創出・収益化
- ・サステナブル社会の実現への貢献
- ・エンゲージメントの高い組織の構築

②株主の皆様への利益還元

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としており、「Accelerate'27」期間においては、株主資本配当率（DOE）4%を目標値として設定いたしました。

また、株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、「Accelerate'27」の3年間で200億円の自己株式の取得を併せて実施してまいります。

③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラブウグループ倫理綱領」に則り、地球環境の保全をはじめとするサステナブルな社会の実現に貢献するとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供し、グループの企業価値を高めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的のもと、2022年5月12日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「現行プラン」という。）を導入いたしました。また、2022年6月29日開催の定時株主総会において、現行プランに対する株主の皆様の承認も得ております。

現行プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを定めるとともに、一定の場合には当社が新株予約権の発行等の対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

(4) 上記(3)の取組みが、上記(1)の基本方針に従い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

現行プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

現行プランの有効期間は、2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしていますが、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において現行プランの廃止の決議がなされた場合には、現行プランは当該決議に従い、その時点で廃止されます。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により現行プランの廃止の決議がなされた場合にも、現行プランはその時点で廃止されるものとなっております。

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

従って、現行プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入したものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、当社は2025年5月14日開催の取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現行プランを一部変更し、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）を継続することを決定いたしました。詳細につきましては、「第217回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第4号議案をご参照ください。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,040	15,237	64,164	△2,654	98,788
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,148		△2,148
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			9,014		9,014
自 己 株 式 の 取 得				△5,165	△5,165
自 己 株 式 の 処 分		0		20	20
自 己 株 式 の 消 却		△3,558		3,558	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		3,558	△3,558		—
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		2			2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	2	3,307	△1,586	1,723
当 期 末 残 高	22,040	15,240	67,471	△4,240	100,511

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
当 期 首 残 高	25,054	49	△6,982	△60	18,061	1,225	118,074
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,148
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							9,014
自 己 株 式 の 取 得							△5,165
自 己 株 式 の 処 分							20
自 己 株 式 の 消 却							—
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,506	△66	△128	△79	1,232	151	1,384
当 期 変 動 額 合 計	1,506	△66	△128	△79	1,232	151	3,107
当 期 末 残 高	26,560	△17	△7,110	△139	19,293	1,376	121,182

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は21社（国内14社、海外7社）であり、会社名は次のとおりであります。

日 本	ジ フ ィ ー	食 品	(株)	(株)	セ	イ	キ
(株)	ク ラ ボ ウ	イ ン タ ー	ナ シ ョ ナ ル	(株)	ク ラ ボ ウ	テ ク ノ シ ス テ ム	
倉 敷	織	維	加 工	(株)	山	文	電 気
大 正	紡	績	(株)	ク ラ シ キ ・ ド ・ ブラジル ・ テキスタイル(有)			
東 名	化	成	(株)	ク ラ シ キ ・ ケミカル ・ プロダクツ ・ ド ・ ブラジル(有)			
シ ー	ダ	ム	(株)	タ イ ・ ク ラ ボ ウ	(株)		
ク ラ ボ ウ	ケ ミ カ ル	ワ ー ク ス	(株)	サ イ ア ム ・ ク ラ ボ ウ	(株)		
(株)	倉 敷	ア イ ビ ー	ス ク エ ア	(株)	ク ラ ボ ウ ・ マヌンガル ・ テキスタイル		
エ コ	ー	技 研	(株)	倉 紡 貿 易 (上 海) 有 限 公 司			
(株)	ク ラ ボ ウ	ド ラ イ ビ ン グ	ス ク ー ル	広 州 倉 福 塑 料 有 限 公 司			
ク ラ ボ ウ	プ ラ ン ト	シ ス テ ム	(株)				

(注) 当社の連結子会社であった広州倉敷化工製品有限公司の全持分を譲渡したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

恒栄商事(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社は、1社（恒栄商事(株)）であります。

(2) 持分法適用の関連会社は、1社（タイ・テキスタイル・デベロップメント・アンド・フィニッシング(株)）であります。

(3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

佛山倉敷繊維加工有限公司

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社6社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)山文電気の決算日は3月20日、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)、タイ・クラブウ(株)、サイアム・クラブウ(株)、(株)クラブウ・マヌンガル・テキスタイル、倉紡貿易（上海）有限公司及び広州倉福塑料有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③棚卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

海外連結子会社は定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

- ③役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④株式報酬引当金 当社は、株式交付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込み額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権・債務、外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場や金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①繊維事業、化成品事業及び食品・サービス事業

繊維事業においては、主に糸、テキスタイル、繊維製品の製造・販売を行っており、化成品事業においては、主に軟質ウレタン、機能樹脂製品、住宅用建材の製造・販売を行っております。食品・サービス事業においては、主にフリーズドライ食品の製造・販売を行っております。このような製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、有償支給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として表示し、さらに、買戻義務を負っている有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について棚卸資産として認識するとともに、有償支給先から受け取った対価について金融負債を認識しております。また、売戻義務を負っている有償支給取引については、支給品の期末棚卸高について金融資産を認識しております。

また、製品の販売のうち、代理人取引に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②環境メカトロニクス事業

環境メカトロニクス事業のうち、エンジニアリングにおいては、主に環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約を締結しております。当該契約については、義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工期がごく短いなど重要性の乏しい工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

エレクトロニクスにおいては、主に色彩・生産管理等に関する情報システム及び検査・計測システムの製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、顧客が当該製品を検収した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

その他の収益に関する事業では、不動産の賃貸を行っており、賃貸期間に応じて収益を認識しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。なお、重要性がないものについては一時償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(棚卸資産の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社の繊維事業及び㈱クラボウインターナショナルは、当連結会計年度末に棚卸資産を7,109百万円、棚卸資産評価損を264百万円計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

棚卸資産の収益性の低下の状況に応じて簿価を切り下げしております。

(2) 主要な仮定

棚卸資産の評価に用いた主要な仮定は、収益性の低下及び販売可能性であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である収益性の低下及び販売可能性は、アパレル業界等の市況により大きな影響を受けることが予想され、当該市況の変動により翌連結会計年度において棚卸資産評価損が増減する可能性があります。

(追加情報の注記)

(役員向け株式報酬制度)

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下も同様。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、取締役と総称して「取締役等」といいます。）に対し、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中・長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。なお、各取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、365百万円及び152千株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	3,368百万円
土 地	524百万円
計	3,892百万円

(2) 担保に係る債務

長期預り敷金保証金	1,181百万円
-----------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 146,408百万円

3. 偶発債務

当社の化成品事業部が防熱工事を実施したSBSフレック株式会社の物流施設、阿見第二物流センター（所在地：茨城県稲敷郡阿見町星の里6-1）において、2022年6月30日に火災が発生し、2022年7月5日に鎮火しました。この火災事故に関し、2023年9月6日付けでSBSフレック株式会社より当社を含む本件火災に係る会社3社に対して約44億円の損害賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）が提起され、2024年10月24日に、損害賠償請求額を約40億円に変更する申立てがありました。

当社といたしましては、本件訴訟の請求内容を精査し、代理人弁護士を通じて適切に対応してまいります。なお、SBSフレック株式会社の親会社であるSBSホールディングス株式会社は、2022年12月19日に本件火災につき、「当該火災により焼失・毀損した固定資産に対する保険金5,236百万円の支払いを受けました。」との公表を行っており、これに関して保険会社から求償が行われる可能性があります。また、当社は、本件火

災に関連して、当初見積額約11億円とする阿見第二物流センターの解体撤去費用等につき、2023年4月末時点で約6.8億円の費用が発生している旨の通知を関係する会社から受けております。これらについての今後の本件訴訟の推移や協議等の結果によっては、当社に損害が発生する可能性があります。

(追加情報の注記)

本件訴訟等に関する当社の損害の発生及び業績の影響につきましては、今後の本件訴訟の推移や協議等の結果により判明するものと思われ、現時点において、本件火災事故による当社の損害の内容・額等は未確定です。今後、業績への具体的な影響が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

4. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	7,400百万円
借入実行残高	1,998百万円
借入未実行残高	5,402百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 受取損害賠償金及び訴訟関連費用

ブラジル国に所在する連結子会社において、電力会社の預託金返還にかかる損害賠償請求において発生した受取損害賠償金及び弁護士費用等であります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用	途	種	類	場	所	減	損	損	失
発電設備		建物及び構築物、機械装置及び運搬具等		徳島県阿南市					1,639
製品製造設備		建物及び構築物、機械装置及び運搬具等		愛知県安城市					1,097
製品製造設備		機械装置		三重県四日市市					15

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

徳島県阿南市の発電設備については、事業環境の悪化により収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物268百万円、機械装置及び運搬具1,347百万円、無形固定資産21百万円、その他2百万円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額はゼロとして評価しております。

愛知県安城市の製品製造設備については、安城工場の閉鎖を意思決定したことに伴い、廃棄を予定している建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物944百万円、機械装置及び運搬具146百万円、無形固定資産1百万円、その他4百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額に基づき算定し、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

三重県四日市市の製品製造設備については、廃棄することを意思決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、機械装置15百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額に基づき算定し、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

3. 事業構造改善費用

構造改革に伴う当社の安城工場及び連結子会社の持分譲渡に係る特別退職金等の費用であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式

18,000千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,059千株	1,020千株	1,008千株	1,071千株

(注1) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加1,019千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

(注2) 自己株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少1,000千株、株式交付信託の売却及び交付による減少8千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

(注3) 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式152千株が含まれております。

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,086百万円	60円	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 2024年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	1,062百万円	60円	2024年9月30日	2024年12月5日

(注) 2024年11月7日取締役会の決議による配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,049百万円	利益剰余金	120円	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 2025年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金を中心に安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

預り敷金保証金は、主として賃貸不動産の取引保証金として賃貸先から預かっております。

なお、デリバティブはデリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	54,090	54,090	－
資産計	54,090	54,090	－
長期借入金	2,353	2,328	△25
長期預り敷金保証金	4,850	3,228	△1,622
負債計	7,204	5,556	△1,647
デリバティブ取引(*2)			
①ヘッジ会計が 適用されていないもの	11	11	－
②ヘッジ会計が 適用されているもの	(24)	(24)	－
デリバティブ取引計	(13)	(13)	－

(*1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないもの

取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引 (*)	為替予約取引				
	売建 米ドル	846	—	12	12
	買建				
	米ドル	111	—	△1	△1

(*) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法 (*) 1	為替予約取引				
	売建 米ドル	売掛金	299	—	4
	買建				
	米ドル 人民元	買掛金 買掛金	2,076 213	— —	△26 △2
為替予約の振当処理	為替予約取引				
	売建 米ドル	売掛金	741	—	(*) 2
	買建				
	米ドル ユーロ	買掛金 買掛金	431 0	— —	

(*) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金・買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,903

これらについては、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	54,090	—	—	54,090
資産計	54,090	—	—	54,090
デリバティブ取引 通貨関連	—	△13	—	△13
デリバティブ取引計	—	△13	—	△13

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,328	—	2,328
長期預り敷金保証金	—	3,228	—	3,228
負債計	—	5,556	—	5,556

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期預り敷金保証金

長期借入金及び長期預り敷金保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設、遊休地などを所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
8,421	57,425

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 連結会計年度末の時価は、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（不動産鑑定時からの調整を含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

[財又はサービスの種類別の内訳]

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	繊維事業	化成品事業	環境メカトロニクス事業	食品・サービス事業	不動産事業	
糸	18,154	—	—	—	—	18,154
テキスタイル	21,474	—	—	—	—	21,474
繊維製品	13,927	—	—	—	—	13,927
軟質ウレタン	—	25,557	—	—	—	25,557
機能樹脂製品	—	26,975	—	—	—	26,975
住宅用建材	—	10,585	—	—	—	10,585
エレクトロニクス	—	—	12,895	—	—	12,895
エンジニアリング	—	—	7,744	—	—	7,744
食品	—	—	—	7,472	—	7,472
サービス	—	—	—	3,028	—	3,028
その他	—	8,765	2,920	—	—	11,685
内部売上高	△5,024	△5,880	△1,617	△42	—	△12,565
顧客との契約から生じる収益	48,532	66,002	21,943	10,458	—	146,936
その他の収益	—	—	—	—	3,723	3,723
外部顧客への売上高	48,532	66,002	21,943	10,458	3,723	150,660

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	39,579
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	36,090
契約資産（期首残高）	508
契約資産（期末残高）	1,080
契約負債（期首残高）	1,772
契約負債（期末残高）	1,350

契約資産は、環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約について当連結会計年度末日時点で完了しておりますが未請求の工事に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に対する対価は、各顧客との支払条件に従い、当該工事の検収時に請求し、概ね1年以内に受領しております。

契約負債は、主に、各顧客との支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,772百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が572百万円増加した主な理由は、工事進捗による収益認識に伴う増加及び顧客との契約から生じた債権への振替に伴う減少であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、4,186百万円であります。当該履行義務は、環境メカトロニクス事業における環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約に関するものであり、概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 7,077円11銭

2. 1株当たり当期純利益 516円19銭

(注) 当社は、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入しております。当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度152千株)
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度154千株)

(企業結合等に関する注記)

事業分離

(子会社株式の譲渡)

当社は、2025年1月28日開催の取締役会において、当社が保有する広州倉敷化工製品有限公司（連結子会社）の全持分（株式）を譲渡することを決議し、2025年3月14日付けで持分譲渡契約を締結しました。これに基づき、2025年3月28日に金遠東(上海)科技有限公司に全持分（株式）を譲渡しました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

金遠東(上海)科技有限公司

(2) 分離した事業の内容

自動車向け軟質ウレタンモールド製品の製造・加工・販売

(3) 事業分離を行った主な理由

中国における自動車市場は、NEV（New Energy Vehicle）車の普及拡大により中国国内の自動車メーカーが台頭して益々競争が激化しており、広州倉敷化工製品有限公司の現在の主要ユーザーである日系自動車メーカーはシェアを落とし、市場の先行きが見通せない状況にあります。このような状況下において広州倉敷化工製品有限公司が将来さらに成長し、企業価値向上を達成していくためには、中国国内の自動車メーカーを中心に、欧米系メーカー向けにも軟質ウレタンモールド製品の製造・加工、販売力を有する金遠東がベストオーナーであると判断し、今回、同社へ持分譲渡を行いました。

(4) 事業分離日

2025年3月28日

(5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする持分（株式）譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 694百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	960	百万円
固定資産	74	
資産合計	1,035	
流動負債	1,270	
固定負債	189	
負債合計	1,460	

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、会計処理を行っております。

3. セグメント情報の開示において、当該分離した事業が含まれていた区分の名称
化成品事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,831	百万円
営業損失	254	百万円

(重要な後発事象に関する注記)

(投資有価証券の売却)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、下記のとおり売却しました。

1. 投資有価証券売却の理由

当社は、2025年度よりスタートした中期経営計画「Accelerate' 27」における財務戦略の重点施策の一つとして、政策保有株式の縮減に向けた取り組みを進めています。本件はその一環によるものです。

2. 投資有価証券売却の内容

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 売却投資有価証券 | 当社保有の上場有価証券1銘柄 |
| (2) 売却期間 | 2025年5月15日～2025年5月21日（約定日ベース） |
| (3) 投資有価証券売却益 | 4,337百万円 |

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	47,338	流 動 負 債	31,700
現金及び預金	5,801	電 子 記 録 債 務	2,805
受取手形	408	買 掛 金	10,571
電子記録債権	4,149	短期借入金	11,205
売掛金	13,795	リ ー ス 債 務	44
契約資産	535	未 払 金	1,027
商品及び製品	7,347	未 払 法 費 用	1,779
仕掛品	3,998	未 契 約 人 負 債	691
原材料及び貯蔵品	4,189	預 り 金	459
前払渡金	85	前 受 収 金	94
前払費用	277	賞 与 引 当 金	228
未収入金	1,556	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	775
その他金	5,214	そ の 他	1,353
貸倒引当金	△21	固 定 負 債	663
固 定 資 産	104,642	長 期 借 入 金	25,768
有形固定資産	26,250	繰 上 金 債 務	1,940
建物	14,761	繰 延 税 金 負 債	288
構築物	1,152	退 職 給 付 引 当 金	9,318
機械及び装置	2,052	株 式 報 酬 引 当 金	9,188
車両運搬具	3	資 産 除 去 債 務	222
工具、器具及び備品	669	長期預り敷金保証金	57
土地	6,287	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	4,732
リース資産	307	そ の 他	20
建設仮勘定	1,015	負 債 合 計	57,469
無 形 固 定 資 産	1,056	(純 資 産 の 部)	
借地権	8	株 主 資 本	68,104
ソフトウエア	877	資 本 金	22,040
その他	171	資 本 剰 余 金	15,255
投資その他の資産	77,335	資 本 準 備 金	15,255
投資有価証券	54,143	利 益 剰 余 金	35,049
関係会社株式	20,832	利 益 準 備 金	4,090
出資金	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	30,958
長期貸付金	184	配 当 準 備 積 立 金	1,500
前払年金費用	1,377	従 業 員 保 護 基 金	330
その他	872	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3,041
貸倒引当金	△76	別 途 積 立 金	14,000
資 産 合 計	151,980	繰 越 利 益 剰 余 金	12,086
		自 己 株 式	△4,240
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	26,407
		その他有価証券評価差額金	26,407
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		純 資 産 合 計	94,511
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	151,980

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		78,881
売上原価		62,140
売上総利益		16,741
販売費及び一般管理費		11,752
営業利益		4,988
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,104	
その他の	127	2,232
営業外費用		
支払利息	52	
その他の	1	53
経常利益		7,166
特別利益		
投資有価証券売却益		1,779
特別損失		
減損損失	2,755	
事業構造改善費用	492	
関係会社事業整理損	191	
固定資産処分損	10	3,449
税引前当期純利益		5,497
法人税、住民税及び事業税	1,830	
法人税等調整額	△1,025	804
当期純利益		4,692

株主資本等変動計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(※)	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	22,040	15,255	—	15,255	4,090	31,973	36,063	△2,654		70,705
当 期 変 動 額										
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額						—	—			—
固定資産圧縮積立金の取崩						—	—			—
剰 余 金 の 配 当						△2,148	△2,148			△2,148
当 期 純 利 益						4,692	4,692			4,692
自 己 株 式 の 取 得								△5,165		△5,165
自 己 株 式 の 処 分			0	0				20		20
自 己 株 式 の 消 却			△3,558	△3,558				3,558		—
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			3,558	3,558		△3,558	△3,558			—
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△1,014	△1,014	△1,586		△2,601
当 期 末 残 高	22,040	15,255	—	15,255	4,090	30,958	35,049	△4,240		68,104

(※) その他利益剰余金の内訳

	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	配当準備積立金	従業員保護基金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,500	330	3,187	14,000	12,956	31,973
当 期 変 動 額						
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額			△38		38	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△107		107	—
剰 余 金 の 配 当					△2,148	△2,148
当 期 純 利 益					4,692	4,692
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替					△3,558	△3,558
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△145	—	△869	△1,014
当 期 末 残 高	1,500	330	3,041	14,000	12,086	30,958

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	24,819	△7	24,812	95,518
当 期 変 動 額				
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△2,148
当 期 純 利 益				4,692
自 己 株 式 の 取 得				△5,165
自 己 株 式 の 処 分				20
自 己 株 式 の 消 却				—
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替				—
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	1,587	7	1,595	1,595
当 期 変 動 額 合 計	1,587	7	1,595	△1,006
当 期 末 残 高	26,407	0	26,407	94,511

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、徳島バイオマス発電設備については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込み額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権・債務、外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場や金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 繊維事業及び化成品事業

繊維事業においては、主に糸、テキスタイル、繊維製品の製造・販売を行っており、化成品事業においては、主に軟質ウレタン、機能樹脂製品、住宅用建材の製造・販売を行っております。このような製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、有償支給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として表示し、さらに、買戻義務を負っている有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について棚卸資産として認識するとともに、有償支給先から受け取った対価について金融負債を認識しております。また、売戻義務を負っている有償支給取引については、支給品の期末棚卸高について金融資産を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 環境メカトロニクス事業

環境メカトロニクス事業のうち、エンジニアリングにおいては、主に環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約を締結しております。当該契約については、義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工期がごく短いなど重要性の乏しい工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

エレクトロニクスにおいては、主に色彩・生産管理等に関する情報システム及び検査・計測システムの製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、顧客が当該製品を検収した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

その他の収益に関する事業では、不動産の賃貸を行っており、賃貸期間に応じて収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(棚卸資産の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社の繊維事業は、当事業年度末に棚卸資産を4,415百万円、棚卸資産評価損を204百万円計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

棚卸資産の収益性の低下の状況に応じて簿価を切り下げております。

(2) 主要な仮定

棚卸資産の評価に用いた主要な仮定は、収益性の低下及び販売可能性であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である収益性の低下及び販売可能性は、アパレル業界等の市況により大きな影響を受けることが予想され、当該市況の変動により翌事業年度において棚卸資産評価損が増減する可能性があります。

(追加情報の注記)

(役員向け株式報酬制度)

当社は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下も同様。)及び執行役員(国内非居住者を除く。以下、取締役と総称して「取締役等」といいます。)に対し、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中・長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。なお、各取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により、純資産の部

に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、365百万円及び152千株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	3,368百万円
土	地	524百万円
計		3,892百万円

上記資産は、長期預り敷金保証金1,181百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 81,703百万円

3. 保証債務

金融機関等からの借入金等に対する債務保証

(株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル	2,409百万円
----------------------	----------

4. 偶発債務

「連結注記表（連結貸借対照表に関する注記）3. 偶発債務」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,042百万円
短期金銭債務	9,933百万円
長期金銭債権	659百万円
長期金銭債務	26百万円

6. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	7,400百万円
借入実行残高	1,998百万円
借入未実行残高	5,402百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	4,658百万円
営業費用	9,623百万円
営業取引以外の取引高	1,312百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
発電設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	徳島県阿南市	1,657
製品製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	愛知県安城市	1,097

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

徳島県阿南市の発電設備については、事業環境の悪化により収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物270百万円、機械装置及び運搬具1,363百万円、無形固定資産21百万円、その他2百万円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額はゼロとして評価しております。

愛知県安城市の製品製造設備については、安城工場の閉鎖を意思決定したことに伴い、廃棄を予定している建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物944百万円、機械装置及び運搬具146百万円、無形固定資産1百万円、その他4百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額に基づき算定し、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

3. 事業構造改善費用

構造改革に伴う安城工場閉鎖に係る特別退職金等の費用であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,059千株	1,020千株	1,008千株	1,071千株

(注1) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加1,019千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

(注2) 自己株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少1,000千株、株式交付信託の売却及び交付による減少8千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

(注3) 当事業年度末の自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式152千株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	246百万円
未払事業税	76百万円
棚卸資産評価損	167百万円
退職給付引当金	2,455百万円
有価証券評価損	987百万円
減価償却超過額	1,036百万円
減損損失（土地）	39百万円
その他	929百万円

小計 5,940百万円

評価性引当額 △1,623百万円

繰延税金資産計 4,316百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,396百万円
その他有価証券評価差額金	△12,071百万円
その他	△166百万円

繰延税金負債計 △13,635百万円

繰延税金負債の純額 △9,318百万円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱クラブウインター ナショナル	直接 100%	有	製品の販売・購入 設備の賃貸 資金の貸付	資金の貸付 (注)1	4,181	流動資産 (その他)	4,003
					利息の受取 (注)1	22		
	倉敷繊維加工㈱	直接 100%	有	製品の加工委託 設備の賃貸 資金の借入	資金の借入 (注)1	1,445	短期 借入金	1,699
					利息の支払 (注)1	2		
	㈱クラブドライビ ングスクール	直接 100%	有	設備の賃貸 資金の借入	資金の借入 (注)1	1,649	短期 借入金	1,643
					利息の支払 (注)1	2		
	㈱クラブ・マヌン ガル・テキスタイル	直接 51.7%	有	製品の購入 債務保証	債務保証 (注)2	2,409	—	—
					保証料の受 取 (注)2	11		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入は、当社が当社グループ各社との間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）に係るものであり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
また、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. ㈱クラブ・マヌンガル・テキスタイルの金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っており、保証額に基づき算定した保証料を受け取っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 5,582円96銭

2. 1株当たり当期純利益 268円68銭

- (注) 当社は、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入しております。当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度152千株)
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度154千株)

(重要な後発事象に関する注記)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

倉敷紡績株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 浦 大
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 池 晃 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、倉敷紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

倉敷紡績株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 池 晃 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第217期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第217期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目及び職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務し、主要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

倉敷紡績株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岡田 治 ㊞
監査等委員 茂木 鉄平 ㊞
監査等委員 新川 大祐 ㊞
監査等委員 西村 元秀 ㊞
監査等委員 谷澤 実佐子 ㊞

（注）監査等委員 茂木鉄平、新川大祐、西村元秀及び谷澤実佐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上